

法第 43 条第 1 項許可申請書作成時の留意点
(開発審査会基準第 15 号 既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡大)

図書の種類	明示すべき事項	備考
申請書	申請文の〔 〕内の該当するものを□で囲む。	土地の一部を申請地とすることは、できません。(例：○番の一部)
	1 欄：敷地全体の実測面積（小数第 3 位を切り捨て、第 2 位までを記載する。筆ごとの記載は不要）	
	2 欄：専用住宅	
	3 欄：新築の場合は、斜線を記載する。	
	4 欄：令第 36 条第 1 項第 3 号ホ 既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡大	
	5 欄：農地転用許可、水路占用許可、道路承認工事等の申請状況等を記載する。(無ければ斜線を記載する。)	
建築理由書 裏付け資料	現に居住している既存住宅の建築経緯及び利用状況、敷地を拡大し増築又は改築することがやむを得ないと認められる事情を記述する。記名、市長宛。	建築確認を連名とする場合の相手は、申請者の配偶者、親又は子に限る。
	現に居住している既存住宅の建築根拠及び適正利用を裏付ける資料を添付する。(例：建築許可、建物謄本等)	
	現に居住している既存住宅が、過密又は狭小であることを裏付ける資料を添付する。(例：土地、建物の登記簿又は課税証明書、建物配置図及び平面図)	
	理由を裏付ける資料を添付する。	
土地の登記事項 証明書	正本には法務局の原本を添付する。	
	仮換地又は一時利用地の場合は、その証明書を添付する。	
住民票	申請地に居住することとなる全員ものを添付する。	
付近見取図	図面名称、方位、縮尺、申請地（赤枠）、市街化区域と市街化調整区域の名称及び区域界（橙色）、排水先の河川までの経路（黄緑）、放流先の河川等の名称を記載する。	都市計画図（1/2, 500） 縮小・拡大コピーをしないこと。 都市計画図の作成年月日を明示
土地の公図（写し）	図面名称、方位、縮尺、申請地（赤枠）、排水河川までの経路（黄緑色）を記載する。	縮小・拡大コピーをしないこと。
	法務局の原本（副本は当該原本の写し（原本と相違がないことを明記する。）でも可）を添付する。	
	申請地隣接地が字界等となる場合は、対側の図面を添付し、合成図を参考として添付する。(申請地以外は、登記情報サービス可)	
実測図	図面名称、縮尺、作成者を記載する。	図上求積可
	法務局の地積測量図の写しである場合は、原本と相違がないことを明記し、原本との照合者を記載する。	
	全体面積の小数第 3 位を切り捨てして算出する。	

敷地現況図 (敷地内配置図)	図面名称、方位、縮尺、申請地（赤枠）、敷地の境界・寸法、道路の建築基準法上の種類・幅員（1路線につき2ヶ所以上明示し、実測値である旨記載）、敷地・隣地・道路のレベル（造成の有無が確認できるよう記載）（造成が無い場合は、その旨を記載）、建築物の位置（青枠）・用途、出入口位置、がけ及び擁壁の位置・構造・法面は安定勾配以下であること（もしくは県告示第899号に基づく安全性の確認）、排水施設的位置・最終枘の位置・種類・排水方向・敷地内雨水排水（黄緑色）・放流先の名称、占用許可・承認工事等の区域の明示・許可日及び番号を記載する。	1/200 以上（三角スケールで測定できない縮尺は、不可とします。）
排水施設構造図	図面名称、縮尺、最終排水枘及び排水先の構造断面を添付する。	1/50 以上（三角スケールで測定できない縮尺は、不可とします。）
	流出入配管の位置及びサイズ、泥溜めの高さ（150mm 以上）を記載する。	
建物各階平面図	図面名称、縮尺、面積表、主要寸法、各室の具体の用途（例：×洋室、○子供部屋）を記載する。併用用途のある場合は、赤枠で明示する。（物置等附属建築物を含む。）	1/200 以上（三角スケールで測定できない縮尺は、不可とします。）
	設計者の記名（建築士法による。）	
建物立面図	図面名称、縮尺、高さを記載する。2 面以上（物置等附属建築物を含む。）	1/200 以上（三角スケールで測定できない縮尺は、不可とします。）
	設計者の記名（建築士法による。）	
委任状	土地の所在、主要用途、工事種別、委任事項、委任した日付、申請者を記載する。	申請者氏名は、署名でなくとも可
誓約書	日付、市長宛、申請者、土地の所在、地積及び建物用途、並びに「転売」、「賃貸」及び「用途変更」しない旨、並びに「自己の居住の用に供する」旨を記述する。	申請者氏名は、署名でなくとも可
権利関係者の同意書	土地の所在、面積、地目、権利の種類、同意日付、権利者の住所・氏名を記載する。	所有権者のものを添付する。 同意の相手は申請者
排水承諾書	土地の所在、面積、用途、排水先の管理責任者の承諾。隣地等をまたぐ場合は、土地所有者がわかる資料を添付する。	
その他	技術基準（都市計画法施行令第26条、第28条及び第29条の規定）に適合していることを確認すること。	